

富山市農業委員 募集案内

1 募集の内容

募集人数：1人（中立委員を含む）

※中立委員とは、農業に利害関係を有しない者（農業者や農業従事者以外の者）が該当します。

※農業委員会活動に幅広い意見等を反映させる必要があるため、青年や女性など、年齢や性別に限らず応募ができます。

- (1) 任期：令和8年1月1日から令和9年3月31日まで（1年3月間）
- (2) 身分：富山市の特別職の非常勤職員
- (3) 報酬：月額33,500円

2 主な業務内容

- (1) 農地の売買や賃借などの権利移動や転用に関する許可等の審議、決定及びこれらに関連する現地調査
- (2) 農地利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）に関する活動
- (3) 農業政策に関する意見提案
- (4) 農地相談や調整、農地パトロールなどによる農地の監視活動

3 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地利用の最適化の推進など、農業委員会の活動や業務を適切に行うことができる者。

ただし次のいずれかに該当する者は除きます。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 法令により兼職が禁止されている者及び公務執行上適当と認められない者

4 推薦及び応募の方法

所定の申込書に必要事項を記入のうえ、推薦を受ける者又は応募する者の経歴書を添付して、持参又は郵送により、富山市農業委員会まで提出してください。

※推薦、応募にあたっては、「農業者」または「農業者以外」のどちらかを選択してください。

※推薦を受ける者又は応募する者の住所が、富山市以外の場合は、住民票（発行後3か月以内のもの）を添付してください。

※推薦を受ける者又は応募する者が富山市以外の認定農業者である場合は、認定農業者等であることを証明する書類の写しを添付してください。

(1) 申込書様式

応募方法	申込書類
第三者（個人）が推薦する場合	【第1号様式】〔個人推薦用〕、【経歴書】
第三者（法人、団体等）が推薦する場合	【第2号様式】〔法人・団体推薦用〕、 【経歴書】
自ら応募する場合	【第3号様式】、【経歴書】

(2) 受付期間

令和7年8月22日(金)から令和7年9月18日(木)まで【必着】

※申込書を持参される場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。

(3) 募集案内及び申込書の入手方法

富山市公式ホームページからのダウンロード、または次の窓口で入手できます。
・農業委員会事務局（市役所本庁舎東館4階）

5 申込者等に関する情報の公表

推薦・応募に関する情報は、住所、電話番号、生年月日を除き、受付期間の中間（9月上旬頃）及び終了後（9月下旬頃）に富山市公式ホームページで公表します。

6 選考・選任方法

富山市農業委員候補者評価会議において、書類審査等を実施し、市議会の同意を得て市長が任命します。

その結果は12月下旬に文書で通知します。

7 注意事項

- (1) 提出された申込書等は返却しません。
- (2) 推薦又は応募に係る経費は、全て推薦者又は応募者の負担となります。
- (3) 申込書に記入された内容を確認するため、必要に応じて関係機関に調査することがあります。

8 申込書の提出先及び問合せ先

〒930-8510

富山市新桜町7番38号

富山市農業委員会事務局【市役所本庁舎東館4階】

電話 076-443-2128（直通）

富山市公式ホームページ <http://www.city.toyama.toyama.jp/>